

3月号 企業を守る

2021年 ペガサス情報



1. 高年齢者雇用安定法  
改正について
2. テレワークの経費について
3. マイナンバーカードと保険証

## ◆ 3月の行事

- ・確定申告
- ・所得税申告期限

特例により、今年度は4月15日が期限です

- ・消費税申告期限

個人事業者は、特例により、4月15日が期限です



## ◇ 1. 高年齢者雇用安定法改正について ◇ Pegasus

高年齢者が活躍できる環境の整備を目的として、「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（高年齢者雇用安定法）」の一部が改正され、令和3年4月1日から施行されます。なお、この改正は、**定年の70歳への引上げを義務付けるものではありません。**



今回の改正では、従来の65歳までの雇用確保措置に加え、65歳から70歳までの就業機会を確保するため、高年齢者就業確保措置として、次表のいずれかの措置を講ずる努力義務が新設されました。

現行の「定年延長」、「契約社員等での継続雇用」、「定年廃止」は、いずれもそのまま自社等で雇用が続くものでしたが、新設された高年齢者就業確保措置では、雇用以外の働き方として④と⑤の措置（創業支援等措置）が追加されています。そのため、改正法が施行されると、必ずしもこれまでの様に自社等に残るのではなく、70歳まで多様な働き方で働き続けられるよう、さまざまな措置の検討をすることとなります。

なお、創業支援等措置を実施する場合には、計画の作成、過半数労働組合等の同意、計画の周知が必要となりますので、ご注意ください。（藁科）

（高年齢者就業確保措置一覧表）

|                                                                                                   |                                        |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------|
| ① 70歳までの定年引き上げ                                                                                    | 雇用による措置                                |
| ② 定年廃止                                                                                            |                                        |
| ③ 70歳までの継続雇用制度(再雇用制度・勤務延長制度)の導入(子会社等の特殊関係事業主に加えて、他の事業主によるものを含む)                                   |                                        |
| ④ 高年齢者が希望するときは、70歳まで継続的に業務委託契約を締結する制度の導入                                                          | 創業支援等措置(雇用によらない措置)<br>過半数労働組合等の同意を得て導入 |
| ⑤ 高年齢者が希望するときは、70歳まで継続的に以下の事業に従事できる制度の導入<br>a 事業主が自ら実施する社会貢献事業<br>b 事業主が委託、出資(資金提供)等する団体が行う社会貢献事業 |                                        |

本改正では、努力義務として70歳までの就業機会を確保する制度を講じることが求められました。努力義務であるから、対応は必要ないとお考えの方もいらっしゃるかと思いますが、何も措置を講じない場合は民事での訴訟リスクが存在しますし、いずれは義務化されることも考えられますので、中長期的な視点から人事施策を進めていくのであれば、今のうちから対応を検討していくことをお勧めします。

関連して、下記の通り、今回の高年齢者雇用安定法の改正の内容とその対応について、当グループの顧問先様限定でのセミナーを開催致します。特に高年齢者の多い会社様などは、是非ご参加ください。

日時：令和3年3月5日（金） 14：00～15：30

場所：静岡県藤枝市田沼 3-23-35

伊藤社会保険労務士事務所 2階

定員：6名

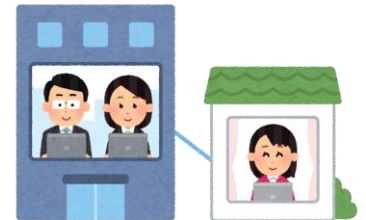
申込方法：当グループの電話番号（054-637-3131）へご連絡いただき、担当者（伴野または粟津）に3月5日のセミナーへのご参加いただく旨をお伝えください。



新型コロナウイルス感染拡大を受けて、出社せずに在宅で勤務するテレワークを導入する企業が急激に増加し、コロナ禍が終息した後の経済社会でもテレワークの積極活用は継続するとみられています。

企業の中ではテレワークに伴い、在宅勤務手当を支給するケースが増えていますが、通信費や電気料金は私用との区別がつきにくいため、実費精算でなく渡しきりの定額で手当を支給し、結果給与に含まれてしまい、従業員にとっても所得税負担の増加につながっていました。

テレワークの推進していく中で、国税庁が通信費と電気料金のうち業務使用分を割り出す計算式を公表しました！



### 通信費に係る業務使用部分の計算方法

#### ○電話料金

##### ① 通話料

通話料（下記②の基本使用料を除きます。）については、通話明細書等により業務のための通話に係る料金が確認できますので、その金額を企業が従業員に支給する場合には、従業員に対する給与として課税する必要はありません。 なお、業務のための通話を頻繁に行う業務に従事する従業員については、通話明細書等による業務のための通話に係る料金に代えて、例えば、下記の【算式】により算出したものを、業務のための通話に係る料金として差し支えありません。

##### ② 基本使用料

基本使用料などについては、業務のために使用した部分を合理的に計算する必要があります。 例えば、下記の【算式】により算出したものを企業が従業員に支給する場合には、従業員に対する給与として課税しなくて差し支えありません。

#### ○インターネット接続に係る通信料

基本使用料やデータ通信料などについては、業務のために使用した部分を合理的に計算する必要があります。 例えば、下記の【算式】により算出したものを企業が従業員に支給する場合には、従業員に対する給与として課税しなくて差し支えありません。

#### 【算式】

業務のために使用した基本使用料や通信料等

$$\text{従業員が負担した 1 ヶ月の基本使用料や通信料等} = \frac{\text{その従業員の 1 ヶ月の在宅勤務日数}}{\text{該当月の日数}} \times \frac{1}{2}$$

【例 1】 従業員が 9 月に在宅勤務を 20 日間行い、1 か月に基本使用料や通信料 1 万円を負担した場合の業務のために使用した部分の計算方法。

$$10,000 \text{ 円} \times \frac{20 \text{ 日 (在宅勤務日数)}}{30 \text{ 日 (9 月の日数)}} \times \frac{1}{2} = 3,334 \text{ 円 (1 円未満切上げ)}$$

(注) 上記の算式によらずに、より精緻な方法で業務のために使用した基本使用料や通信

料の金額を算出し、その金額を企業が従業員に支給している場合についても、従業員に対する給与として課税しなくて差し支えありません。

## 電気料金に係る業務使用部分の計算方法

基本料金や電気使用料については、業務の為に使用した部分を合理的に計算する必要があります。例えば次の【算式】により算出したものを従業員に支給した場合には、従業員に対する給与として課税しなくて差し支えありません。

### 【算式】

業務のために使用した基本料金や電気使用料 = 従業員が負担した1ヶ月の基本料金や電気使用料 ×  $\frac{\text{業務のために使用した部屋の床面積}}{\text{自宅の床面積}}$  ×  $\frac{\text{その従業員の1ヶ月の在宅勤務日数}}{\text{該当月の日数}}$  ×  $\frac{1}{2}$

【例2】従業員が9月に在宅勤務を20日間行った。業務の為に使用した部分の計算方法。  
1ヶ月の電気料金2万円、自宅の床面積70平方メートルのうち仕事部屋が10平方メートル

$$20,000 \text{円} \times \frac{10}{70} \times \frac{20}{30} \times \frac{1}{2} = 953 \text{円} \text{ (1円未満切上げ)}$$

※例えば9月のテレワーク手当として5000円支給した場合、例1と2で計算をした金額の合計との差額（超過分）が給与として課税されます。



会社の経理から見たら処理が多少煩雑になりますが、業務で使用する分が明確に計算できますので、従業員の所得税の負担を減らしテレワークに従事してもらえるような環境をつくることも検討してみてもいいかもしれません。（富田）

国税庁 在宅勤務に係る費用負担等に関するFAQ（源泉所得税関係）引用



ここからは、粟津がコラムのコーナーをお送りさせていただきます。実にどうでもよいお話ですが、私の誕生日は**3月5日**です。誕生石、誕生花、誕生色といった具合に、誕生〇〇といったものは様々ありますが、実は、誕生酒といったものがあります。今回は、そんな誕生酒について、お伝えします。

誕生酒は、誕生日に対応したカクテルがそれぞれ設定されています。366種類のカクテルが設定されているということで、いかに様々なカクテルが存在するのかが分かります。また、他の誕生〇〇と同じように、酒言葉というものが設定されています。



ちなみに、3月5日の誕生酒は「**トロピカルファジーネーブル**」で、酒言葉は「感謝の気持ちを忘れないピュアな人」とのことです。ピュアな人かどうかは置いておいて、感謝の気持ちは忘れないように努めたいと思います。

トロピカルファジーネーブルは比較的有名なカクテルなので、私も分かりましたが、知らないカクテルも数多くありました。皆様も誕生酒を検索してみると、思いもよらない出会いがあるかもしれません。

### ◇ 3. マイナンバーカードと保険証 ◇ Pegasus

2021年3月からマイナンバーカードが健康保険証として利用できるようになります！（予定）

今月はマイナンバーカードの健康保険証利用についてご案内します。マイナンバーについては、制度導入後あまり目立った活用方法がありませんでしたが、ここ最近マイナンバーカードの普及率向上を目指して様々な運用の取り組みが始まっています。まだマイナンバーカードを作成する事に抵抗感を感じるという方も多いと思いますが、今後一層マイナンバーカードの利用が拡大されていくことになりそうです。



#### ～医療機関や薬局での受付の流れ～

受付時に、患者自らがマイナンバーカードを窓口に設置されたカードリーダーにおきます。

「顔認証つきカードリーダー」の場合には、顔認証又は患者が4桁の暗証番号を入力し本人確認を行います。

「汎用カードリーダー」（ICチップの読み取り機能のあるカードリーダー）の場合は、患者が4桁の暗証番号を入力 又は窓口職員の目視により本人確認を行います。



診察後、窓口で支払いをする際には万が一多額の支出が発生した場合でも、限度額を超える医療費の一時支払が不要です。

※高齢受給者証・限度額適用認定証・特定疾病療養受療証の発行手続きをする必要がなくなります

## Q & A

### 1.保険者が変わった場合や異動した場合の手続きは必要ですか？

従来通り、保険者の異動届等の手続きは必要です。

### 2.マイナンバーカードを持参すれば、健康保険証がなくても医療機関を受診できますか？

オンライン資格確認が導入されている医療機関・薬局ではマイナンバーカードを持参すれば健康保険証がなくても利用できます。

### 3.医療機関・薬局がマイナンバー（12桁の番号）を取り扱うのですか？

医療機関・薬局がマイナンバー（12桁の番号）を取り扱うことはありません。マイナンバーではなく、マイナンバーカードのICチップ内の利用者証明電子証明書を利用します。

### 4.令和3年3月からは、現在の健康保険証は使えなくなりますか？

従来通り健康保険証でも受診できます。

### 5.現在使っているマイナンバーカードを健康保険証として利用する場合どのようにしたらいいですか？

マイナポータルから保険証利用の申し込みが必要です。



全国の一部医療機関・薬局でマイナンバーカードの健康保険証利用申込のサポートを実施しているようですが、令和3年2月時点では県内でサポートを実施している機関はありません。今後順次サポート機関は拡大していくかと思われます。

2021年3月から利用が開始されますが、すべての医療機関、薬局で一斉にマイナンバーカードが使えるようになるわけではありません。利用のためには、医療機関側で対応するシステムを構築する必要があり、厚生労働省は、その支援を進めたいと考えて、「2023年3月末には、概ねすべての医療機関等での導入を目指す」として  
います。（伊藤）

ペガサスコンサルティンググループ

伊藤社会保険労務士事務所

(有)静岡経営労務管理センター

社会保険労務士法人ペガサス

税理士法人ペガサス

〒426-0061 静岡県藤枝市田沼 3 丁目 23-35

TEL : 054-637-3131 FAX:054-636-3399

HP : <http://www.roumu-110.co.jp/>

